

特定労務管理対象機関の指定について

1. 制度概要

○2018年7月6日公布の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、労働基準法が改正され、**勤務医に対する時間外労働の上限規制が 2024 年度から適用**されている。

○また、2021年5月28日公布の「良質的かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」により、**地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間(B・C 水準：年 1860 時間以下)**を適用する医療機関(＝特定労務管理対象機関)を都道府県知事が指定し、指定医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施等の措置を講じている。

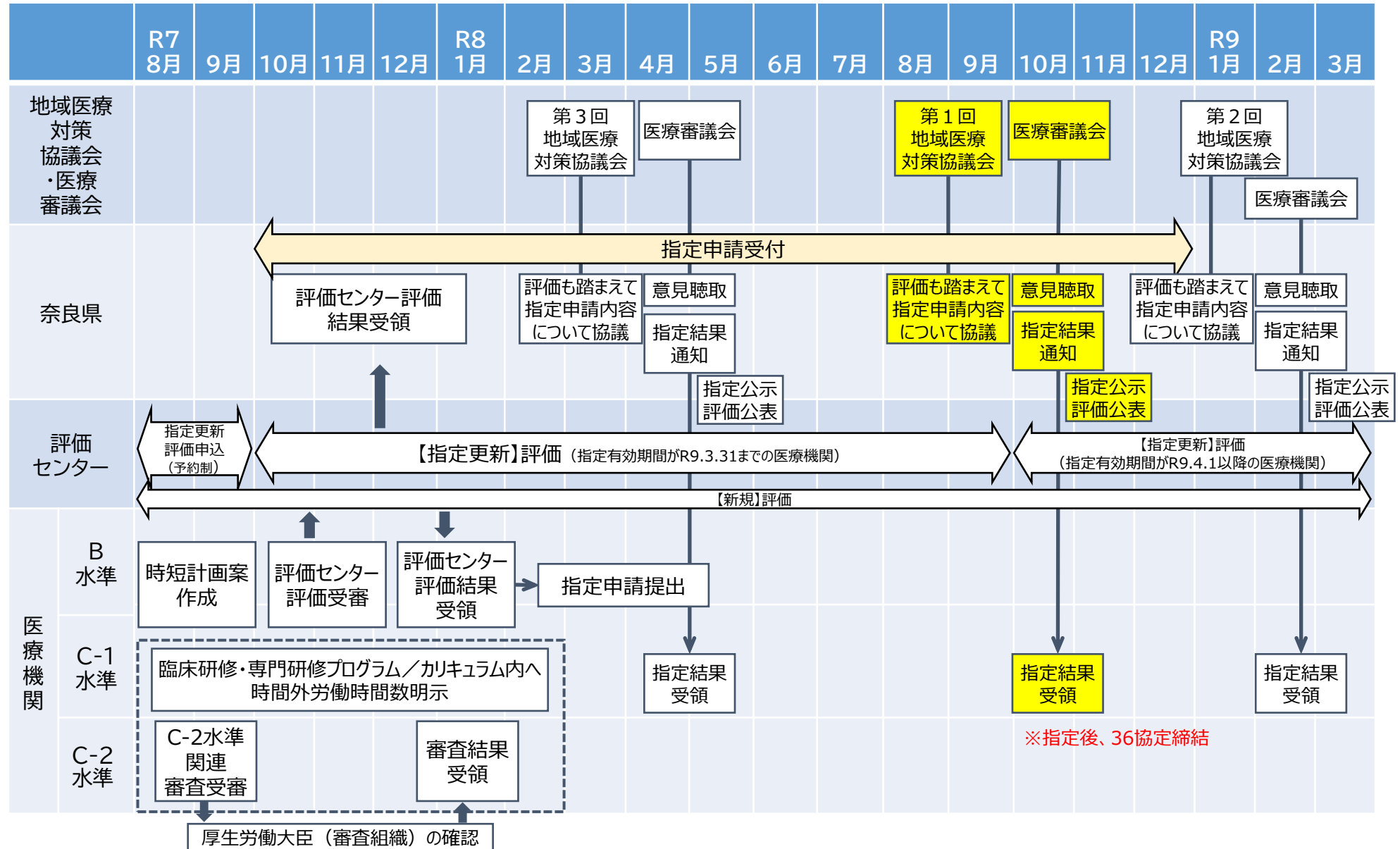
○都道府県知事は、特定労務管理対象機関を指定するにあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされている。

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用（2024.4～）				
地域医療等の確保 医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成 ↓ 評価センターが評価 ↓ 都道府県知事が指定 ↓ 医療機関が計画に基づく取組を実施	医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
	A（一般労働者と同程度）	960時間	義務	努力義務
	連携B（医師を派遣する病院）	1,860時間		義務
	B（救急医療等）	※2035年度末を目標に終了		
	C-1（臨床・専門研修）	1,860時間		
	C-2（高度技能の修得研修）			

医師の健康確保
面接指導
健康状態を医師がチェック
休息時間の確保
連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制（または代償休息）

特定労務管理対象機関の指定について

2. 令和7・8年度スケジュール



特定労務管理対象機関の指定について

3. 指定の要件

水準	指定要件
B水準 (特定地域医療提供機関)	○三次救急医療機関 ○二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ○在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 ○地域において当該医療機関以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた医療機関 (例) ・公益性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保に必要と認める医療機関 --- 精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)、小児救急のみを提供する医療機関、 へき地において中核的な役割を果たす医療機関 ・特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 --- 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等
連携B水準 (連携型特定地域医療提供機関)	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること
C-1水準 (技能向上集中研修機関)	○臨床研修プログラム ○日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラム } の研修機関であること
C-2水準 (特定高度技能研修機関)	厚生労働大臣が公示する「医師を育成することが公益上必要である分野」において、審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること(審査組織において確認)

※いずれも36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務が存在すること。

特定労務管理対象機関の指定について

4. 特例水準指定要件の審査基準について

水 準	医療法	医療法施行規則	医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめ	(参考)地域医療勤務環境改善体制整備事業の対象医療機関
B水準 特定地域医療提供機関	①救急医療 (法第113条第1項第1号 令和4年厚生労働省告示第9号)	①救急医療を提供する病院又は診療所であって厚生労働大臣が定めるもの／救急医療の提供に係る業務	○三次救急医療機関 ○二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入台数1,000台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」 かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 ※厚生労働省告示においても同内容で定められている	(5疾病5事業) ○急性期・高度急性期病棟を持つ総合周産期医療センター又は地域周産期医療センターの指定を受ける医療機関 ○大半が小児医療を提供し小児救急医療を行う病院 ○「精神科救急医療体制整備事業」における精神科救急医療施設に指定され、夜間・休日の措置入院及び救急措置入院の対応を年間12件数(月平均1件)以上行っている精神科医療機関 ○超急性期脳卒中加算の算定が25件/年程度以上の医療機関 ○急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年程度以上の医療機関
	②居宅等における医療 (法第113条第1項第2号)	②居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所／居宅等における医療の提供に係る業務	○在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関	○「機能強化型在宅療養診療所の単独型」及び「機能強化型在宅療養支援病院の単独型」の医療機関
	③地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療 (法第113条第1項第3号)	③地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所／当該機能に係る業務	○公益性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保に必要と認める医療機関 (例)・精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの) ・小児救急のみを提供する医療機関、 ・へき地において中核的な役割を果たす医療機関 ○特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例)・高度のがん治療 ・移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等	○高度のがん治療を専門に行っている施設のうち、急性期・高度急性期病棟を持つ医療機関、移植医療機関等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関、児童精神科を行う病院
連携B水準 連携型特定地域医療提供機関	他の病院又は診療所に医師の派遣を行うことによって当該派遣をされる医師の労働時間が長時間となるもの (法第118条第1項)	医師派遣は当該病院及び診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めたもの	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること (例)大学病院、地域医療支援病院等	
C-1水準 技能向上集中研修機関	○臨床研修病院で臨床研修を受ける医師に従事させる必要がある業務 ○専門研修を行う病院又は診療所で専門研修を受ける医師に従事させる必要がある業務 (法第119号第1項)	○臨床研修病院／臨床研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより基本的な診療能力を身に付けるため必要と認められる業務 ○専門研修を行う病院又は診療所／専門研修に係る業務であって、一定期間、集中的に診療を行うことにより最新の知見及び技能を修得するために必要と認められるもの	○都道府県知事により指定された臨床研修プログラムの研修機関であること ○日本専門医機構により認定されたプログラム／カリキュラムの研修機関であること	
C-2水準 特定高度技能研修機関	特定分野における高度な技術を有する医師を育成するために、当該研修を受ける医師に従事させる業務 (法第120条第1項)	高度な技術を修得するための研修に関する計画が作成されたものであって、当該技能の修得のための研修を受けることが適当であることについて、厚生労働大臣の確認を受けたもの	厚生労働大臣が公示する「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」においてC-2水準の対象として審査組織が特定する機能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していることを審査組織において確認していること	

特定労務管理対象機関の指定について

5. 各水準に応じた必要書類

B 水準	連携B水準	C－1 水準	C－2 水準
<例> ● 救急医療機関であることを証明する書類 ● がん診療の拠点医療機関であることを証明する書類 等 医療法第113条第1項に規程する業務があることを証する書類	<例> ● 派遣先医療機関からの辞令（匿名化） ● 医師に対する副業・兼業許可書 ● 地域医療支援病院であることの証明 等 医療法第118条第1項の指定にかかる派遣の実施に関する書類	<例> ● 臨床研修プログラム ● 専門研修プログラム 等 医療法第119条第1項の指定に係る業務があることを証する書類	● 審査組織に申請した医療機関申請書、及び指定後すぐに水準適用の該当者がいる場合は該当者の技能研修計画 医療法第120条第1項の指定に係る業務があることを証する書類 ● 審査組織による審査結果の通知書 医療法第120条第1項の確認を受けたことを証する書類
共通書類	医師労働時間短縮計画（案）：評価センターの評価を受けた時短計画の案		
	医療法第113条第3項第1号の要件を満たすことを証する書類		
	面接指導並びに休息時間確保体制が整備されていることを証する書類：体制の整備が確認できる書類		
	医療法第113条第3項第2号の要件を満たすことを証する書類		
共通書類	労働法制にかかる違反、その他の措置がないことを証する書類：誓約書		
	医療法第113条第3項第3号の要件を満たすことを証する書類		
共通書類	評価センターによる評価結果の通知書		
	医療法第132条の規程により通知された法第131条第1項第1号の評価の結果を示す書類		